

水道使用の開始・中止の届出を忘れずに

水道の使用を開始、または中止する際には、届出を忘れずに行ってください。

水道を使い始めるとき **開始** 届

- ①水道を使用する場所
- ②使用者の住所・氏名
- ③水道の使用を開始する(開始した)日
- ④料金の請求先(納付書の送付先)
- ⑤電話番号
- ⑥市内転居のときは
転居前住所とお客様番号

水道の使用を止めるとき **中止** 届

- ①お客様番号
- ②水道を止める場所
- ③使用者の住所・氏名
- ④水道の使用を中止する日
- ⑤転居、転出先の住所(精算分料金の請求先)
- ⑥精算方法
- ⑦電話番号

手続きは、水道局料金課料金担当や各地域の上下水道お客様センター(倉渕地域は農林建設課)窓口のほか、電話・FAX・メール・インターネットのぐんま電子申請受付システムでも行うことができます。

問い合わせ先

水道局料金課(本庁舎1階11番窓口) 連絡先:027-321-1283 FAX:027-326-6501
e-mail: s-ryoukin@city.takasaki.gunma.jp

ぐんま電子申請受付システム (<https://s-kantan.jp/city-takasaki-gunma-u/>)

残留塩素のはなし

水道水中の塩素は、消毒効果により病原菌による汚染から水道水を守る働きをしています。

わが国の水道法及び施行規則においては、水道水は残留塩素0.1mg/L以上を保持する事になっています。
また、ほとんどの自治体で水質管理目標値は1mg/L以下と設定されています。(高崎市も同様です。)

WHO(世界保健機構)の飲料水水質ガイドラインによると、生涯にわたり水を飲んでも人の健康に影響が生じない残留塩素の濃度として、ガイドライン値は5mg/Lとされています。また、旧厚生省のおいしい水研究会で示された『おいしい水の要件』によると、残留塩素は0.4mg/L以下とされました。

高崎市の平成30年度水質検査では、市内全計測地点における残留塩素の平均値は0.19mg/Lという結果でした。

塩素臭は水道水の安全を証明するものでもあります、どうしても臭いが気になるという方に、ひと工夫して美味しく飲む方法をお教えします。

① 水道水をやかん等で
約5分沸騰させる。



② 热を冷ました状態で密閉容器に入れ、
冷蔵庫で一晩冷す。



これで臭いは緩和しますが、沸騰させた水は塩素の消毒効果がなくなり空気中の細菌等が繁殖しやすくなるので、なるべく早くお飲みください。

●問い合わせ先 水道局浄水課(電話 027-321-1286)

台風19号に伴う給水車・職員の派遣について

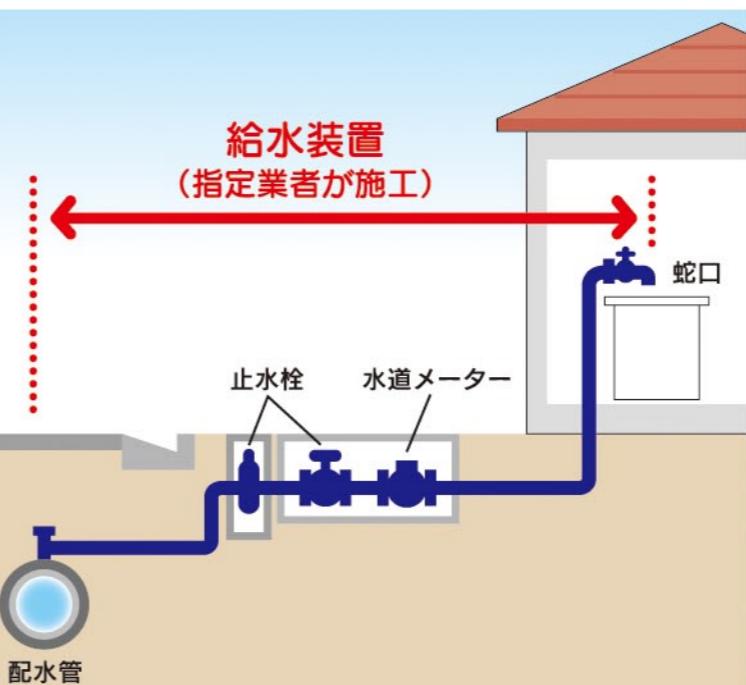
台風19号の豪雨により、福島県いわき市で浄水場が浸水被害を受け、広域的な断水が発生しました。水道局では、いわき市から日本水道協会をとおして給水車の応援要請を受け、10月19日から10月24日までの6日間、給水車1台と職員述べ12名を派遣し、いわき市内の病院や介護施設などへの給水活動に従事しました。



水道工事を行うときは

給水装置(配水管から屋内の蛇口までの装置)の新設・改造・修繕などの工事は、指定給水装置工事事業者(※)が行う旨を給水条例で定めています。

指定給水装置工事事業者以外の業者が工事を行った場合、工事のやり直しや給水を停止することがあります。高崎市内で給水装置の工事を行う際は、高崎市水道局が指定した業者へ工事を依頼してください。



高崎市指定給水装置工事事業者 一覧
<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013122400328/>

※ 指定給水装置工事事業者とは

皆様がご使用になる給水装置の工事を行うため、必要な資格を有し、各市町村の水道局から指定された業者です。

指定給水装置工事事業者に係る指定の有効期間については、これまで定めがありませんでしたが、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的に、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日より施行され、5年ごとの更新が必要となりました。

●問い合わせ先 水道局経営企画課(電話 027-321-1282)